

■ 別紙 退職手当規程 現改比較表

【現 行】	【改 正】
<p><略> 第2章 改正前制度 <略> (退職手当の支給制限) 第10条 一般の退職手当は、次の各号の1に該当する者には支給しない。 (1) 就業規則(昭和62年4月社達第3号)第123条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ退職した者 (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い) 第11条 社員が、刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、この限りでない。 2 前項の定めは、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(当該退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。 (退職手当の返納) 第12条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、支給した退職手当の全部又は一部を返納させることがある。 <略></p>	<p><略> 第2章 改正前制度 <略> (退職手当の支給制限) 第10条 一般の退職手当は、次の各号の1に該当する者には支給しない。 (1) 就業規則(昭和62年4月社達第3号)第123条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者 (2) <u>(削除)</u> (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い) 第11条 <u>(削除)</u> 2 <u>(削除)</u> (退職手当の返納) 第12条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間 <u>(当該退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。)</u> 中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、支給した退職手当の全部又は一部を返納させることがある。 <略></p>

(自己都合退職等の場合の退職手当)

第15条 前2条に該当するもののほか退職した者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎給に、別表第4に定めるその者の勤続期間に対応する支給率を乗じて得た額とする。ただし、30年以上勤続し退職した者の退職手当の額は、別表第3に定めるその者の勤続期間に対応する支給率を乗じて得た額とする。

2 就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、前項に基づき計算した額の80%の額とする。

<略>

第3章 改訂制度

<略>

(退職手当の支給制限)

第29条 一般の退職手当は、次の各号の1に該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則(昭和62年4月社達第3号)第123条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ退職した者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第30条 社員が、刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、この限りでない。

2 前項定めは、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(当該退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(自己都合退職等の場合の退職手当)

第15条 前2条に該当するもののほか退職した者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の退職手当算定基礎給に、別表第4に定めるその者の勤続期間に対応する支給率を乗じて得た額とする。ただし、30年以上勤続し退職した者の退職手当の額は、別表第3に定めるその者の勤続期間に対応する支給率を乗じて得た額とする。

2 就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、原則として前項に基づき計算した額の50%(禁錮以上の刑に処せられた場合)または80%(左記以外の場合)の額とする。

<略>

第3章 改訂制度

<略>

(退職手当の支給制限)

第29条 一般の退職手当は、次の各号の1に該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則(昭和62年4月社達第3号)第123条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) (削除)

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第30条 (削除)

2 (削除)

<略>

(自己都合退職等の場合の退職手当)

第33条 前条に定める他の自己都合等による退職の場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の退職手当算定累積ポイント数に別表第8①に定めた退職事由別ポイント単価を乗じて得た額とする。

2 就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、別表第8③に定めた退職事由別ポイント単価を乗じて得た額とする。

別表第8 (第24条)

③諭旨解雇による場合のポイント単価

勤続年数	計算方法	ポイント単価
5年以下	4,000円 × 80%	3,200円
5年超10年以下	5,000円 × 80%	4,000円
10年超24年以下	6,000円 × 80%	4,800円
24年超30年以下	8,000円 × 80%	6,400円
30年超	10,000円 × 80%	8,000円

<略>

赤字：変更箇所

<略>

(自己都合退職等の場合の退職手当)

第33条 前条に定める他の自己都合等による退職の場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の退職手当算定累積ポイント数に別表第8①に定めた退職事由別ポイント単価を乗じて得た額とする。

2 就業規則第123条第1項第2号に規定する諭旨解雇の処分を受けた者の退職手当は、別表第8③に定めた退職事由別ポイント単価を乗じて得た額とする。なお、原則として禁錮以上の刑に処せられた場合は50%、それ以外の場合は80%の額とする。

別表第8 (第24条)

③諭旨解雇による場合のポイント単価

勤続年数	ポイント単価	
	50%	80%
5年以下	<u>2,000円</u>	<u>3,200円</u>
5年超10年以下	<u>2,500円</u>	<u>4,000円</u>
10年超24年以下	<u>3,000円</u>	<u>4,800円</u>
24年超30年以下	<u>4,000円</u>	<u>6,400円</u>
30年超	<u>5,000円</u>	<u>8,000円</u>

※禁錮以上の刑に処せられた場合は原則として50%を適用

<略>